

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！

本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！



コンビニで各種証明書が取得できる！※1 ※2

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。



手数料が100円安い

健康保険証としても使える！※3

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！※1 ※4

確定申告（e-Tax）をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



便利な「マイナポータル」が使える！※1 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます（市区町村により異なる場合があります） ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

電子証明書とはなんですか。

電子証明書とは、信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。
マイナンバーカードに記録されている電子証明書は、次の2種類があります。

- ・署名用電子証明書・・・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-Tax等の電子申請）。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。
- ・利用者証明用電子証明書・・・インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用します（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの住民票の写し等の交付）。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

顔写真付き！
対面での本人確認書類に！

ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！

なりすましはできません。
顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報は入っていません。
ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。

マイナンバーを見られても悪用は困難です。
マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。＜外国人住民の方（特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く）のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日までです。＞

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日（またはマイナンバーカードの有効期限）までです。
電子証明書の有効期限後も、マイナンバーカードの有効期間内は本人確認書類として使えます。

電子証明書の有効期限が切れた場合、マイナポータルにログインできなくなりますか。

マイナンバーカードに記録されている電子証明書の有効期限が切れると、マイナポータルへのログインができなくなります。

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日までです。

お手数ですが、住民票がある市区町村の窓口にて、電子証明書の更新手続きを行ってください。

（注）電子証明書の更新手続きをする場合は、顔写真付き公的証明書による本人確認が必要となります。詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせください。

更新手続きは、有効期間満了日の3ヶ月前から行うことができます。

Q：電子証明書の有効期限はなぜ5年なのでしょう？

A：電子証明書の安全性は暗号技術により担保されています。有効期間が長くなるほど、コンピュータの性能向上や暗号解読技術の進歩により、使用した暗号の情報が解読されてしまうおそれが出てきますので、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしています。
なお、我が国と同様の電子証明書を導入している諸外国においても有効期限はおおむね5年です。

Q：電子証明書の発行を受けるには、どうすればいいですか？

A：公的個人認証サービスの電子証明書は、お住まいの市区町村の窓口で発行を受けることができます。（受付窓口については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。）
なお、電子証明書は、マイナンバーカードの中に格納されますので、既にマイナンバーカードを取得されている方は持参して下さい。